

# こども性暴力防止法について



(左：認定事業者マーク、右：法定事業者マーク)

# 1. こども性暴力防止法の概要について

2026年12月25日、「こども性暴力防止法」が施行される予定。

こどもに対してサービスの提供を行う事業者は、性暴力を防ぐための取組が求められます。

## 1. 制度の趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従業者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けるもの。

## 2. 制度の対象事業者

義務対象: 福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、児童発達支援(センター含む)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援 など

認定対象: 居宅介護事業、同行援護事業、行動援護事業、短期入所事業、重度障害者等包括支援事業 などの民間教育事業者

※認定対象となるためには条件があります。(P3、P4参照)

## 3. 制度の対象従業者

児童指導員、保育士等、こどもと常に接する職種は一律対象となります。

事務職員、送迎バスの運転手等、こどもに継続的に接する可能性がある職種は、実態に応じて対象を現場で判断していただきます。

※雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者、ボランティアなども対象となります。

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

## 2. 制度の対象について

### 民間教育事業とは

- ・より幅広い事業者の方に認定を取得していただけるよう、「民間教育事業」を制度対象として設定しています。  
(学習塾やスポーツクラブ等の民間教育事業、放課後児童クラブ、指定障害福祉サービス事業 など)
- ・こどもに何かを教える事業であれば、事業内容は問いません。  
こどもの受入れ実績があり、次の要件を満たしている必要があります。
  - ①修業期間要件: 6か月以上の期間中に2回以上同じこどもが参加できること
  - ②対面要件: こどもと対面で接すること
  - ③場所要件: こどもの自宅以外(オフィス、カフェ等)で教えることがあること
  - ④人数要件: こどもに何かを教える者が3人以上であること

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

# 3-1. 認定について

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

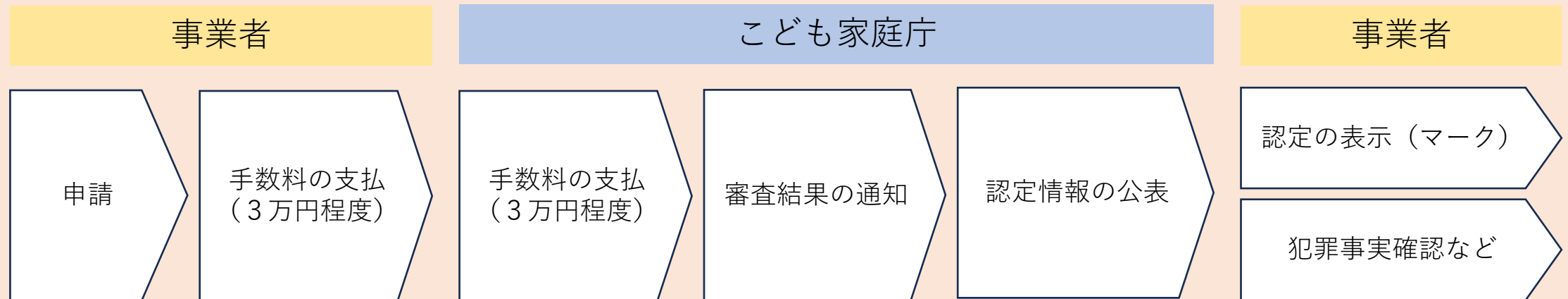
## 1. 認定とは

- 事業者が、こども家庭庁に事業ごとに申請を行い、基準を満たす場合は、認定を受けることができます。認定された事業者は、こどもと接する従事者が、過去に性犯罪を犯していないかの確認などを行う必要があります。認定を受けるには、法律で定められた性暴力を防ぐ取組や犯罪情報を適正に管理する体制が必要となります。

## 2. 認定のために必要な手続き

- 認定を受けるためにはオンラインでの申請が必要で、申請から認定までに約1~2か月要する見込みです。

### ○申請から認定までの流れ

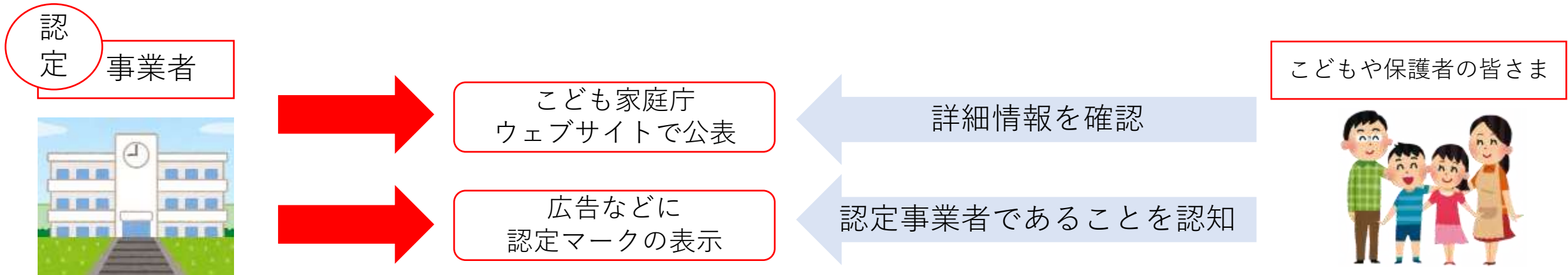


## 3-2. 認定について

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

### 認定を受けると…

- ・国が「認定」した事業者(学習塾、指定障害福祉サービス事業など)は、こども家庭庁のウェブサイト上で公表され、どの事業者が認定を受けているか確認できるようになります。
- ・「認定事業者マーク」を広告などに使えるようになり、性暴力防止の取組をしている事業者が一目で分かるようになります。



# 3-3. 認定について

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

「こどもをまもろう みんなでまもろう」がコンセプトの「こまもろう」マークをご活用ください。

## 認定事業者マーク



「こまもろう」  
こどもをしっかり“見て守る”  
黒い大きな瞳と、こどもを  
守るために張り巡らせた  
“アンテナ”を思わせる少し  
尖った頭の形が特徴です。

## 法定事業者マーク



「認定事業者」ではなく、  
法律で性暴力防止の  
取組を行う義務が定め  
られている「法定事業  
者」は、こちらのマークを  
使うことができます。

## こまもろうマークを付けられるものの例

○パンフレット、メディア広告、ウェブサイト ○名刺、電子メール ○受付、玄関ホール、看板 ○求人広告 など

※認定事業者以外が認定事業者マークを、法定事業者以外が法定事業者マークを使うことは、法律等で禁止されており、違反をした場合は、罰則等があります。

# 4. 対象事業者に求められる性暴力を防ぐための取組について

## 1. 日頃から取り組むこと

- ・ 事業者ごとに「性暴力」や「不適切な行為」に当たる行為を明確にする。
- ・ いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える(例:定期的な面談やアンケートの実施 など)。
- ・ こどもたちが性暴力について相談しやすい環境・仕組みを整える。
- ・ こどもと接する仕事に就く人(児童指導員、保育士など)は性暴力を防ぐための研修を受ける。

## 2. 性暴力が起こった場合に取り組みこと

- ・ こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように調査(聴き取りなど)を行う。
- ・ こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように保護・支援を行う。

## 3. 性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- ・ こどもと接する仕事に就く人が、過去に性犯罪を犯していないかの確認(犯罪事実確認)を行う。
- ・ 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力の恐れがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就かせない(防止措置)。

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

## 5. 「性暴力」「不適切な行為」について

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

### 「性暴力」の例

- 不同意性交
- 性的部位への接触
- わいせつな言動
- 児童買春
- 児童ポルノ撮影・所持
- のぞき、盗撮
- など

### 「不適切な行為」の例

- こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
- 私物スマートフォンでこどもの写真を撮影する
- 休日にこどもと二人きりで会う
- 不必要な身体接触(おむつの中に手を入れて排せつを確認するなど)を行う
- 特定のこどもばかり、理由なく担当しようとする
- など

※過度な委縮につながらないように、現場の従業者とコミュニケーションを図り、日々の振り返りなどを通じて、「性暴力」、「不適切な行為」の共通認識を形成することが重要です。

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

## 6. 犯罪事実確認について

事業者は、こどもと接する業務の従業者について、雇入れや配置転換の際、過去の性犯罪歴の確認が必要です。

### 確認の対象

犯罪事実確認では、「特定性犯罪」と呼ばれる罪を犯し、

- 1) 拘禁刑の執行が終わってから20年が経過していないもの
  - 2) 拘禁刑の執行猶予の判決が確定してから10年が経過していないもの
  - 3) 罰金刑の執行が終わってから10年が経過していないもの
- について、確認の対象となります。

### 「特定性犯罪」の例

- 不同意わいせつ
  - 盗撮
  - 児童買春
  - 未成年淫行
  - 児童ポルノ所持
  - 痴漢
- ※成人に対する性犯罪を含む。
- など

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

# 7. 犯罪事実確認の手続について

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」から抜粋

## 犯歴「なし」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から事業者に犯罪事実確認書を交付

## 犯歴「あり」の場合

- ① 事業者からこども家庭庁に申請
- ② 戸籍情報は、従事者本人がこども家庭庁に提出
- ③ こども家庭庁から法務省に性犯罪前科を照会
- ④ 法務省からこども家庭庁に回答
- ⑤ こども家庭庁から**従事者本人に回答内容を事前に通知**。従事者本人は、通知内容の訂正請求が可能。
- ⑥ -1 訂正請求期間中に従事者本人が**内定辞退すれば、犯罪事実確認書は交付されない**  
-2 訂正請求せず2週間が経過すれば、こども家庭庁から**事業者に犯罪事実確認書を交付**



⚠ 犯歴のある・なしに関わらず、犯罪事実確認に関する情報は厳重に取り扱う必要があります。

※ 対象従事者が派遣労働者等である場合は、派遣元ではなく、派遣先の事業者にて犯罪事実確認を実施します。

## 8. 犯罪事実確認の期限について

### 犯罪事実確認の期限

① 新規採用・配置転換：**内定・内示等から従事開始まで**

＜やむを得ず間に合わない場合の特例（いとま特例）＞

- ・ 急な欠員、人事異動等：従事開始から3か月以内に確認
- ・ 合併・新設、国による確認の遅れ等：従事開始から6か月以内に確認

※ 確認が済むまでは、原則こどもと1対1にさせない等の措置をとる必要があります。

② 義務事業の現職者：**法施行から3年以内**

③ 認定事業の現職者：**認定から1年以内**

④ 一度確認を受けた者：**5年ごとに再確認が必要**

### 犯罪事実確認にかかる時間

○ 日本国籍の場合：**2週間～1か月程度**

○ 外国籍の場合：**1か月～2か月程度**

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」から抜粋

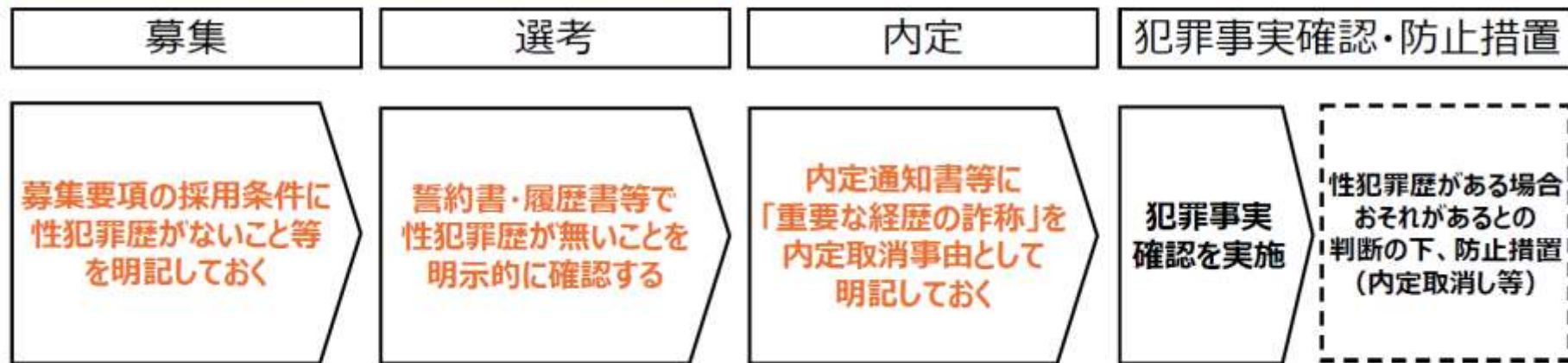
# 9. 採用に当たっての留意点について

## 事業者が採用に当たって行うべきこと

- ・ 内定者に犯罪事実確認を行い、性犯罪歴があることが分かった場合、性暴力のおそれがあるとの判断の下、内定取消しなどの対応（防止措置）をとる必要があります。
- ・ ただし、内定取消しが有効と認められるためには、法に基づいて行う犯罪事実確認とは別に、採用過程で性犯罪歴が無いことを書面等で確認したり、内定取消事由を予め明示すること等の事前の確認・対応が必要となります。

※ 事前に性犯罪歴を確認していれば、求職者が性犯罪歴を隠したり、虚偽の報告をしたことが発覚した場合、内定取消事由としての「重要な経歴の詐称」に該当するものと考えられます。  
(事前に確認していないと、性犯罪歴が発覚しただけでは内定取消しが認められない可能性があります。)

## 採用段階ごとに必要な作業のイメージ



※ 雇用契約の始期以降に犯罪事実確認を行う場合も想定されるため、就業規則に試用期間の解約事由・懲戒事由として「重要な経歴の詐称」を定めておくことも重要です。

# 10. 性犯罪歴に関する情報の適正な管理について

**事業者は、犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組(情報管理措置)を実施する必要があります。**

## 1. 日頃から取り組むこと

- ・犯罪という非常に機微な情報について、適正に管理を行うこと。
- ・犯歴情報を適正に管理するためのルール(情報管理規程)を整備すること。
- ・犯歴情報を扱う者は必要最小限に限定すること。
- ・新たに開発するシステムでのみ犯歴情報を扱うこと(別の記録・保存は極力控える)。
- ・犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整えること。

## 2. 情報漏洩等が起こった場合に取り組むこと

- ・万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国(こども家庭庁)に直ちに報告すること。  
(場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要)

**※犯罪事実確認によって得た従業員の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づく刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。**

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

# 11. 今後の法施行までのスケジュールについて

令和8年（2026年）

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

マニュアル・研修教材  
公表（予定）

法施行  
(12月25日)

国における対応  
(関係府省庁で  
協力して実施)

## 【周知・広報】

- 全国説明会の開催
- ポスター・リーフレット等の作成・周知
- 国民・事業者向けの普及・啓発動画の周知
- 周知・啓発イベントの開催 等

## 【事業者における準備事項】

犯罪事実確認  
防止措置

- 制度開始についての従業者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）
- 対象従事者の範囲の検討・確定
- 採用過程での性犯罪前科の事実確認
- 性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、服務規律への位置付け 等

- 義務対象事業者のシステム一括登録準備（GビズIDの取得など）

安全確保措置等

- 環境・体制整備（相談窓口設置、研修、就業規則の整備等）
- 認定申請の準備 等

こども家庭庁公表資料「こども性暴力防止法の施行に向けた検討状況について」を基に作成

## GビズIDの取得について

・GビズID(プライム)の取得を**4月末**を目途に依頼していました。  
取得がまだの事業者は申請手続きをお願いします。(1月19日依頼メール参照)

各都道府県こども政策担当部局長  
こども家庭庁支援局家庭福祉課長  
文部科学省総合教育政策局政策課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

こども家庭庁支援局総務課長  
デジタル庁国民生活サービスグループ事務

こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズIDの  
事前取得について(依頼)

令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第9号。以下「法」という。)は、本年12月25日に施行されます。

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム(仮称)」(以下「システム」という。)を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。

~~~~~中略~~~~~

府省又は地方公共団体が、学校設置者等又は施設等運営者としてGビズID(プライム)を登録する場合の申請方法は、令和8年3月までは申請書類の郵送のみによる受付とされていますが、4月以降はオンラインによる申請が可能となり、申請書類が簡略化される予定です。オンラインによる申請の流れ(予定)については、参考3も併せてご確認ください。

### 4 システムの利用に向けた今後の流れ

システムの利用に向けた今後の具体的な流れは、次の①から⑦までに掲げるとおりです。今後、別途、システムのアカウント取得のためのマニュアルをお示しする予定です。

#### 学校設置者等・施設等運営者

#### ① GビズID(プライム)の取得(令和8年4月末頃まで)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、デジタル庁にGビズID(プライム)の発行を申請する。
- ・ GビズID(プライム)の取得後、必要に応じてGビズID(メンバー(第一管理者))を登録する。GビズID(プライム)又はGビズID(メンバー(第一管理者))を取得した者が、②までに異動した場合には、変更手続きを行う。
- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、同一法人内の施設・事業所に対して、取得したGビズID(プライム)(必要に応じてGビズID(メンバー(第一管理者)))の情報(氏名とメールアドレス)を共有する。

### 4 システムの利用に向けた今後の流れ

システムの利用に向けた今後の具体的な流れは、次の①から⑦までに掲げるとおりです。今後、別途、システムのアカウント取得のためのマニュアルをお示しする予定です。

#### 学校設置者等・施設等運営者

#### ① GビズID(プライム)の取得(令和8年4月末頃まで)

- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、デジタル庁にGビズID(プライム)の発行を申請する。
- ・ GビズID(プライム)の取得後、必要に応じてGビズID(メンバー(第一管理者))を登録する。GビズID(プライム)又はGビズID(メンバー(第一管理者))を取得した者が、②までに異動した場合には、変更手続きを行う。
- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、同一法人内の施設・事業所に対して、取得したGビズID(プライム)(必要に応じてGビズID(メンバー(第一管理者)))の情報(氏名とメールアドレス)を共有する。

## 事業者情報の一括登録(まとめ登録)について

- ・「こども性暴力防止法の施行に向けた学校設置者等の事業者情報の一括登録(まとめ登録)」について4/15付けで依頼しています。
- ・**6/30(火)提出締切**となっていますので、ご対応お願いいたします。  
(GビズIDの登録情報を入力する必要があるため、GビズID登録後にExcelファイルの入力・提出をお願いします。)

各都道府県こども政策担当部長  
こども家庭庁支援局家庭福祉課長  
文部科学省総合教育政策局政策課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

こども家庭庁支援局総務課長  
デジタル庁国民生活サービスグループ事務局

こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズIDの  
事前取得について (依頼)

令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第9号。以下「法」という。)は、本年12月25日に施行されます。

法が施行されると、法に基づく全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム(仮称)」(以下「システム」という。)を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。

~~~~~中略~~~~~

### 学校設置者等・施設等運営者

- ① GビズID(プライム)の取得(令和8年4月末頃まで)
- ・ 学校設置者等・施設等運営者は、デジタル庁にGビズID(プライム)の発行を申請する。
  - ・ GビズID(プライム)の取得後、必要に応じてGビズID(メンバー(第一管理者))を登録する。GビズID(プライム)又はGビズID(メンバー(第一管理者))を取得した者が、②までに異動した場合には、変更手続を行う。
  - ・ 学校設置者等・施設等運営者は、同一法人内の施設・事業所に対して、取得したGビズID(プライム)(必要に応じてGビズID(メンバー(第一管理者)))の情報(氏名とメールアドレス)を共有する。

### 学校設置者等・施設等運営者(中施設・事業所が登録)

- ② 事業者情報の登録(令和8年4月~6月:約3か月)
- ・ 施設・事業所は、学校設置者等・施設等運営者が取得したGビズIDを含む事業者情報を所轄庁へ登録する。

### 所轄庁

- ③ 事業者情報の確認・とりまとめ・提出(令和8年5月~7月末)
- ・ 登録された事業者情報に不備がないかの確認を行う。
  - ・ 登録された情報をとりまとめ、登録とりまとめ担当に提出する。
  - ・ 登録とりまとめ担当は、担当する全ての所轄庁からの提出情報を、こども家庭庁に提出する。

### 学校設置者等・施設等運営者(※施設・事業所が登録)

- ② 事業者情報の登録(令和8年4月~6月:約3か月)
- ・ 施設・事業所は、学校設置者等・施設等運営者が取得したGビズIDを含む事業者情報を所轄庁へ登録する。

### 所轄庁

- ③ 事業者情報の確認・とりまとめ・提出(令和8年5月~7月末)
- ・ 登録された事業者情報に不備がないかの確認を行う。
  - ・ 登録された情報をとりまとめ、登録とりまとめ担当に提出する。
  - ・ 登録とりまとめ担当は、担当する全ての所轄庁からの提出情報を、こども家庭庁に提出する。